

「神戸市書かない窓口システム(窓口 DXSaaS)開発及び運用・保守業務」 落札者決定基準

1 落札者決定の概要

本業務の落札者には、市民サービスの向上と窓口業務の効率化などの観点を踏まえて、神戸市書かない窓口システム(窓口 DXSaaS)開発及び運用・保守業務を行うことを求める。したがって、落札者の選定にあたっては、入札金額等の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札金額等及び事業者の幅広い能力・ノウハウ等の技術力およびシステムの機能、BPR 支援業務の内容等を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式一般競争入札」によって行う。

2 総合評価の方法

- (1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 必須とする評価項目について要求要件を満たしていること。
- (2) 価格点 250 点および技術点 750 点を合算した 1,000 点満点とする
- (3) 総合評価点数の最も高い者が 2 者以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。この場合において、技術点及び価格点ともに同点である者が 2 者以上あるときは、入札価格が低い方を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。(くじの日時及び場所については、別途指示する。)
- (4) 「提案書作成要領」に基づかない提案書については、評価の対象とせず失格とする場合がある。

3 価格点

価格点は、入札書に記載された入札金額により次のとおり算出する。また、入札金額が上限を超過している場合、価格点は算出せず、失格とする。なお、入札金額が著しく低い額を提案した場合は、本市による調査を行い、履行に支障がないかの確認を行う。

価格点は、算出した値の小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までとする。

$$\frac{\text{最低入札価格}}{\text{当該入札者の入札価格}} \times 250 \text{ 点}$$

4 技術点

技術点については、提案書およびプレゼンテーションをもとに審査を行い、本市が決定する。ただし、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ✓ 「神戸市書かない窓口システム(窓口 DXSaaS)開発及び運用・保守業務」の調達範囲及び前提要件（システム利用時間、利用者、利用規模）を満たさない者
- ✓ 「機能要件」にて記載する必須項目の実現が不可能な者

(1) 評価配点は、表1のとおりとする。

表1 評価項目（大項目）及び配点

項番	評価項目（大項目）	配点
0	提案者について	30点
1	本業務の内容	50点
2	機能要件	190点
3	非機能要件	100点
4	業務委託要件	170点
5	機器要件	10点
6	運用要件	150点
7	その他留意事項	20点
8	追加提案等	30点
合 計		750点

(2) 技術点は「技術評価基準要領」に示す各評価項目の配点（満点）に、評価による乗数（詳細は表2-1）を乗じて算出する。なお、各評価項目の評価は、項番0-2、0-3、2-1を絶対評価とし、その他の項目については相対評価（全事業者の平均レベルを基準に優劣を評価する）とする。

表2-1 採点基準及び配点に対する乗数（項番0-2、0-3、2-1以外）

評価ランク	採点基準	配点に対する乗数
A	非常に優れている	5/5
B	優れている	4/5
C	普通	2/5
D	劣っている	1/5
E	記述がない、または、要件を満たしていない	0/5

表 2-2 採点基準 (項番 0-2 実績)

評価ランク	評価	配点
A	12 ポイント以上	10
B	8 ポイント以上	8
C	5 ポイント以上	4
D	2 ポイント以上	2
E	0 ポイント	0

※ 評価は以下に基づいて行う。

- ・構築・運用保守業務もしくは構築業務の実績を評価する (運用保守のみは対象外)。
- ・窓口 DXSaaS については、政令市は 2 ポイント、特別区は 1.5 ポイント、中核市は 1 ポイントとする。(中核市未满是カウントしない)
- ・書かない窓口システムについては、政令市・都道府県は 1.5 ポイント、特別区は 1 ポイントとする。(中核市以下はカウントしない)

表 2-3 採点基準 (項番 0-3 企業が有する公的資格)

評価ランク	評価	配点
A	保有状況 5 以上	10
B	保有状況 4	8
C	保有状況 3	4
D	保有状況 2	2
E	保有状況 2 未満	0

表 2-4 採点基準 (項番 2-1 機能要件)

評価ランク	評価	配点
A	596 ポイント以上	70
B	516 ポイント以上	56
C	476 ポイント以上	28
D	436 ポイント以上	14
E	356 ポイント以下	0

※ 評価は以下に基づいて行う。

- ・「別紙 2 : 機能要件一覧」(全 154 項目) について、原則以下の基準で採点する。
 実現済又は実現予定 (R8 年度内) 4 ポイント、一部実現 1 ~ 2 ポイント、実現予定 (R9 年度以降あるいは未定) または対応不可 0 ポイント
- ・必須項目が実現できない場合で、妥当な代替策の提案がない場合は失格とする。

5 有効数字

価格点及び技術点の評価項目ごとに、小数点以下第2位の四捨五入により、小数点以下第1位まで算出する。